

区分		所轄庁
池田市・箕面市・豊能町及び能勢町のみで事業を行う場合		従来通り 各市長・各町長
大阪府の複数市町村で事業を行う場合	主たる事務所が、指定都市(大阪市・堺市)に所在する場合	指定都市の長 (大阪市長又は堺市長)
	主たる事務所が、指定都市(大阪市・堺市)以外に所在する場合	大阪府知事
複数の都道府県で事業を行う場合	近畿厚生局の管轄区域内のみで事業を行う場合	主たる事務所の所在地の 都道府県知事
	近畿厚生局を含む複数の管轄区域にわたって事業を行い、かつ厚生労働省令で定める事業(注1)を行う場合	厚生労働大臣

(注1)

全国を単位として行われる事業

地域を限定しないで行われる事業

法令の規定に基づき指定を受けて行われる事業

上記項目に類する事業